

お客様各位

とぴあ浜松農業協同組合

## 法人格のない団体のお客様へのお願い

J Aバンク静岡では、犯罪収益移転防止法等に基づいた「貯金口座の厳格な管理」および農林水産業協同組合貯金保険法による「口座名義や代表者データの平時からの整理」が義務づけられていることにより、当組合では「法人格のない団体」（権利能力なき社財団または任意団体）のお客様からの各種手続（口座開設や代表者変更等）を行う場合には、下記の書類を確認させていただいております。

お客様にはご不便とお手数をお掛けいたしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 確認書類

- ・ 団体の正式名称や組織実態が分かる規約、定款または総会議事録等
- ・ 代表者の公的な本人確認書類の原本
- ・ 取引担当者の公的な本人確認書類の原本（代表者と異なる場合）
- ・ 設立年月日が分かる書類（規約に記載がない場合）
- ・ 役員名簿（権利能力なき社財団）、構成員全員の持分記載の名簿（任意団体）

※ 口座開設や代表者変更時には、お届け印もご持参ください。

#### 2. 事業・活動内容およびお取引の目的

- ・ 団体の具体的な活動内容やお取引の目的等について確認させていただきます。

#### 3. ご留意事項

##### ・ 口座の名義

…規約等に記載の団体の正式名称とさせていただきます。

例) ○○○自治会、○○○協議会、○○○親睦会

##### ・ 口座の代表者

…代表資格の肩書付きの代表者個人名とさせていただきます。

例) 自治会長 農協 太郎、会長 静岡 花子

…役員名簿等に記載の団体代表者の方を口座の代表者とさせていただきます。会計担当者様は、代表者ではなく取引担当者となります。

以上